

[事案 30-68] 契約解除取消等請求

・平成 30 年 11 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約が失効したのは保険会社の責任であるとして、復活後契約の告知義務違反による解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 11 月に契約した医療保険について、平成 29 年 7 月に失効した。同月に復活手続きを行った後、がんになり患って入院したため、同年 9 月に給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、入院給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、失効は保険会社の責任であるから、復活時の告知義務違反は問題にならず、仮に失効したとしても契約解除は無効として、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人に保険料をいつまでに払い込めばよいか尋ねたところ、誤った回答をされた。
- (2) 保険会社が指摘する日に医師から受けた説明は、がんの一般論としての説明であり、自分の検査結果についての明確な説明ではなかった。
- (3) 告知時に、レントゲン検査を受けたことおよび診断名はついていない旨を募集人に告げたところ、告知書に「いいえ」と記載してよいとの説明を受けた。また、募集人からは、復活においても告知義務があること、復活が認められないことがある旨の説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人宛に、平成 29 年 6 月に保険料の払込みを督促する通知を発信した。その後猶予期限までに保険料の払込みがなかったため、契約が失効した。
- (2) 申立人は、告知日の数日前に病院を受診して検査を受け、医師からがんの疑いとの説明をされている。
- (3) 募集人は、復活の告知に際して、失効するたびに再度告知書を書いてもらわなければならないこと、および、正しく告知されないと給付金の支払いが出来ないこともある旨を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効および復活時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が保険料の払込期限について誤った説明をしたとは認められず、申立人は告知義務に違反していたことが認められる一方、検査を受けた事実について募集人が告知しなくてよいと説明したとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。